

ハザード概要シート（案）（ヨウシュヤマゴボウ）

1. ハザード等の概況

毒性成分としてフィトラカッサポニン N-1 を有する。北アメリカ原産だが、日本には明治初めに渡来し、現在では各地に雑草化している。全草が有毒であり、特に根、熟した実に多く含まれている。若葉は一般の山菜同様、よくゆでて水洗いを行い、十分に水にさらせば食べられる。

根には薬用作用があり、根を秋に掘り、日干しし乾燥させたものを生薬「商陸」(利尿剤)として使用していた記録がある。欧米では吐剤、リウマチの薬として使用されている。ただ、毒性が強いため現在ではほとんど利用されていない。

2. 人に対する健康影響

(国内外の中毒事例、中毒症状、治療法、予後・後遺症 等)

[国内外の中毒事例]

患者はヨウシュヤマゴボウの根を採取し、味噌漬け加工を行い、後日それを7名で喫食した。その後、約2時間経過して嘔吐症状、診察を受ける。採取した患者はキク科「ヤマゴボウ (モリアザミ)」の詳細な知識は無く、類似した名前であるヨウシュヤマゴボウが、市販されている「ヤマゴボウ」材料と誤認、食中毒に至った。

[中毒症状]

果実と根に有毒成分を含み、食べると腹痛・嘔吐・下痢を起こし、ついで延髄に作用し、けいれんを起こして死亡する。皮膚に対しても刺激作用がある。症状発症までの時間は2時間程度である。

[治療法]

該当データ無し。

[予後・後遺症]

該当データ無し。

3. 汚染防止・リスク低減方法

モリアザミ (キク科) は本州、四国、九州に自生し、この根を「ヤマゴボウ」と称し、しょうゆや味噌漬けなどとして売られているが、植物名と商品名がヤマゴボウと言うだけで全く違った植物である。その他にフジアザミなどアザミの仲間も「ヤマゴボウ」として食す地方もあるが、やはり外見が全く違う格好をしているのでよく確認して誤食しないよう注意が必要である。両植物とも特有のにおいや刺激、味はほとんどない。ヨウシュヤマゴボウの花が咲く前の若い株は根の形状が「モリアザミ (ヤマゴボウ)」と似ているので間違やすい。また、地上部が枯死した冬期が要注意である。

なお、よく誤食を起すのはヨウシュヤマゴボウ (アメリカヤマゴボウ) で、在来種のヤマゴボウなど2種は身近に少なく誤食の可能性は少ないと思われる。

ハザード概要シート(案)(ヨウシュヤマゴボウ)

4. リスク評価状況

(1) 国内

(評価結果、提言等、耐容摂取量等(急性参考用量含む)等)

該当データ無し。

(2) 国際機関及び諸外国

(評価結果、提言等、耐容摂取量等(急性参考用量含む)等)

該当データ無し。

5. リスク管理状況

(1) 国内

(規格・基準設定状況、その他のリスク管理措置)

該当データ無し。

(2) 国際機関及び諸外国

(規格・基準設定状況、その他のリスク管理措置)

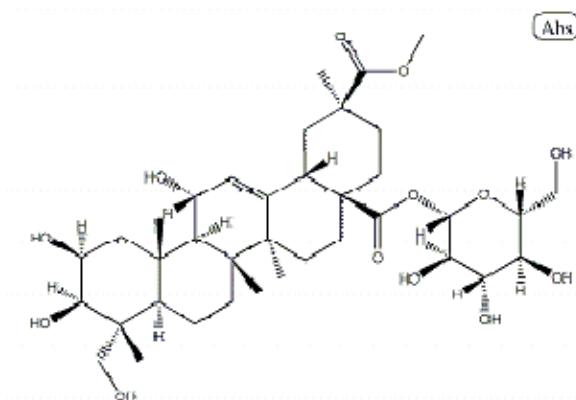
該当データ無し。

6. 参考情報

(1) 分子式等

分子式 : C₃₇H₅₈O₁₃

構造式 :



物質名 (IUPAC) : 2 β ,3 β ,11 α ,23-テトラヒドロキシオレアナ-12-エン-28,30-二酸 28-(β -D-グルコピラノシリル)30-メチル

[2 β ,3 β ,11 α ,23-Tetrahydroxyoleana-12-ene-28,30-dioic acid 28-(β -D-glucopyranosyl)30-methyl ester]

CAS番号 : 該当データ無し。

(2) その他

(リスク管理機関等における有用情報等)

該当データ無し。

情報整理シート (ヨウシュヤマゴボウ)

調査項目			概要	引用文献
aハザードの名称／別名			ヨウシュヤマゴボウ／ヤマゴボウ属(Phytolacca)	6-9-2
b食品中の物質の名称／別名(ハザードが「食品そのものの状態」を指す場合に記入。 (例:ハザードが「ジャガイモ」の場合に食品中の物質として「ソラニン」を記入。))			フィトラカッサポニン N-1 Phytolaccasaponin N-1	6-9-3
cハザード等の概況 (国内/諸外国)	用途等や汚染実態	①用途(登録・指定を含む使用実態等)や产生実態等(貝毒やシガテラ毒の場合は原因となる有毒渦巻毛藻に関する事柄を含む)		全草が有毒。特に根、熟した実に多く含まれている。根に薬用作用があり、根を秋に掘り、日干しし乾燥させたものを生薬「商陸」(利尿剤)として使用していた記録あり。欧米では吐剤、リウマチの薬として使用されている。ただ、毒性が強いため現在ではほとんど利用されていない。
		②調製・加工・調理による影響(特に調理等の処理によるリスクの低減や増加等)		有毒成分は煮沸により分解される。若葉は一般的な山菜同様、よくゆでて水洗いを行い、十分に水にさらせば食べられる。
	汚染実態	ハザード等による汚染経路、汚染条件等	③生産段階	該当データ無し
			④加工・流通段階	該当データ無し
		ハザード等に汚染される可能性がある農畜水作物/食品の生産実態	⑤農畜水産物/食品の種類	該当データ無し
			⑥国内外の生産実態、海外からの輸入実態	北アメリカ原産だが、日本には明治初めに渡来し、現在では各地に雑草化している。
	⑦注目されるようになった経緯(事故や事件があった場合に記入。)			該当データ無し
dヒトに対する健康影響	①中毒事例(国内/諸外国)			患者はヨウシュヤマゴボウの根を採取し、味噌漬け加工を行い、後日それを7名で喫食した。その後、約2時間経過して嘔吐症状、診察を受ける。採取した患者はキク科「ヤマボゴウ(モリアザミ)」の詳細な知識は無く、類似した名前であるヨウシュヤマゴボウが、市販されている「ヤマゴボウ」材料と誤認、食中毒に至った。
	②中毒症状(摂取から発症までの時間・期間を含む)			果実と根に有毒成分を含み、食べると腹痛・嘔吐・下痢を起こし、ついで延髄に作用し、けいれんを起こして死亡する。皮膚に対しても刺激作用がある。 症状発症までの時間:2時間
	③治療法			該当データ無し
	④予後・後遺症			該当データ無し
e汚染防止・リスク低減方法			モリアザミ(キク科)は本州、四国、九州に自生し、この根を「ヤマゴボウ」と称し、しょうゆや味噌漬けなどとして売られているが、植物名と商品名がヤマゴボウと言うだけで全く違った植物である。その他にフジアザミなどアザミの仲間も「ヤマゴボウ」として食す地方もあるが、やはり外見が全く違う格好をしているのでよく確認して誤食しないよう注意が必要である。両植物とも特有のにおいや刺激、味はほとんどない。ヨウシュヤマゴボウの花が咲く前の若い株は根の形状が「モリアザミ(ヤマゴボウ)」と似ているので間違いやすい。また、地上部が枯死した冬期が要注意である。 なお、よく誤食を起すのはヨウシュヤマゴボウ(アメリカヤマゴボウ)で、在来種のヤマゴボウなど2種は身近に少なく誤食の可能性は少ないと思われる。	6-9-2
fリスク評価状況(国内/国際機関/諸外国)	①評価結果(最終結果または途中経過を記入。)		該当データ無し	
	②提言等		該当データ無し	
	③耐容摂取量、摂取許容量及び急性参照用量		該当データ無し	
	④耐容摂取量、摂取許容量及び急性参照用量の根拠		該当データ無し	
	⑤安全係数		該当データ無し	
	⑥推定一日摂取量		該当データ無し	
	⑦推定方法		該当データ無し	

情報整理シート (ヨウシュヤマゴボウ)

評価			
(8)MOE(Margin of exposure)		該当データ無し	
毒性評価	体内動態	⑨経口摂取における吸収及び吸収率	該当データ無し
		⑩分布	該当データ無し
		⑪代謝(半減期)	該当データ無し
		⑫排出(排泄)	該当データ無し
		⑬毒性学上重要な化合物	該当データ無し
	毒性	⑭急性毒性	該当データ無し
		⑮眼・皮膚に対する刺激性及び皮膚感作性試験	該当データ無し
		⑯亜急性毒性	該当データ無し
		⑰慢性毒性	該当データ無し
		⑱発がん性	該当データ無し
gリスク管理状況(国内/国際機関/諸外国)	⑲生殖発生毒性		該当データ無し
	⑳遺伝otoxic性		該当データ無し
h参考情報	分子式等 (複数の関連物質がある場合は代表的なものについて記入のこと)	㉑微生物学的影響	
		㉒その他	
物理化学的性状(複数の関連物質がある場合は、代表的なものについて記入のこと)	①分子式／構造式	分子式:C ₃₇ H ₅₈ O ₁₃	6-9-3
		Abs	
		②分子量	710.858
	③物質名(IUPAC)	2β,3β,11α,23-テトラヒドロキシオレアナ-12-エン-28,30-二酸 28-(β-D-グルコピラノシリ)30-メチル [2β,3β,11α,23-Tetrahydroxyoleana-12-ene-28,30-dioic acid 28-(β-D-glucopyranosyl)30-methyl ester]	6-9-3
		④CAS名/CAS番号	該当データ無し
	⑤性状	該当データ無し	
	⑥融点(°C)	該当データ無し	
	⑦沸点(°C)	該当データ無し	
	⑧比重	該当データ無し	
	⑨溶解度	該当データ無し	
⑩検査・分析法		該当データ無し	
備考	⑪出典・参照文献(総説)	該当データ無し	
	⑫その他(リスク管理機関における情報等)	該当データ無し	

注1)各項目に該当する情報が無い場合は、「該当なし」「該当データ無し」等と記載した。

注2)各項目名については、ハザード等の特性に合わせた適切な文言へ変更した。

情報整理シート（ヨウシュヤマゴボウ）

引用文献

6-9-1. Y. Suga et al. Chem. Pharm. Bull 26, 520 1978

6-9-2. 厚生労働省 自然毒のリスクプロファイル:ヨウシュヤマゴボウ

http://www.mhlw.go.jp/topics/syokuchu/poison/higher_det_21.html

6-9-3. 日化辞 Web JST の有機化合物辞書 DB「日本化学物質辞書」検索サービス 化学構造検索、名称検索

http://nikkajiweb.jst.go.jp/nikkaji_web/pages/top.html

6-9-4. 奥井真司 毒草大百科 2003

※平成 22 年度食品安全確保総合調査 「輸入食品等の摂取等による健康影響に係る緊急時に對応するために対施する各種ハザード(微生物・ウイルスを除く。)に関する文献調査報告書」より抜粋 (株式会社三菱総合研究所作成)

(参考)

内閣府食品安全委員会事務局
平成 22 年度食品安全確保総合調査報告書

輸入食品等の摂取等による健康影響に 係る緊急時に對応するために対施する 各種ハザード(微生物・ウイルスを除く。) に関する文献調査 報告書

平成 23 年 3 月

MRI 株式会社三菱総合研究所

I. 調査の概要

1. 調査目的

現在、食品安全委員会は、緊急事態等（注1）の発生時に把握している科学的知見をハザード概要シート（注2）に取りまとめ、国民に向けて情報提供を行っている。

一方、国民からはより迅速な情報提供を求められているが、現状においては、ハザード概要シートをゼロから作成しているため、その完成までに多くの時間を要している。

そのため、今後、緊急事態等の発生時の一層迅速な情報提供に資することを目的として、輸入食品、添加物、器具又は容器包装等（以下「輸入食品等」という。）の摂取等による健康影響に係る緊急事態等の発生の原因となることが将来的に懸念されるハザード（微生物・ウイルスを除く。）について、当該ハザードの特徴、人の健康への影響、関連食品等に関する文献を収集し、データ等を情報整理シート（注3）にまとめるとともに、あらかじめハザード概要シート（案）を作成した。

(注1) 緊急事態等

食品の摂取を通じて、国民の生命又は健康に重大な被害が生じ、又は生ずるおそれがある場合であって、食品の安全性を確保するために緊急の対応を要するとき（食品安全関係府省緊急時対応基本要綱（平成16年4月15日関係府省申し合せ）の第1項に規定）。

(注2) ハザード概要シート

緊急事態等の発生時に、食品安全委員会が把握している科学的知見を取りまとめ、いち早く国民に向けて分かりやすく情報提供することを目的とするものであり、物質の科学的性質等の情報を日本工業規格A列4番（以下「A4サイズ」という。）1～2枚程度にとりまとめたもの。具体的な記載事項は、用途や使用状況等の概要、毒性の程度、国内外での評価状況、分子式等。

(注3) 情報整理シート

各ハザードについて、その概要とハザード概要シートを作成する際に使用した引用文献を整理したもの。

2. 調査項目

2.1 調査対象ハザードの選定

農薬、動物用医薬品、食品添加物の各分野については厚生労働省が毎年公表している「輸入食品監視指導計画に基づく監視指導結果」の過去3か年度（平成19年度、平成20年度、平成21年度）の検査内容別の違反事例から、自然毒（植物性自然毒）については厚

※平成22年度食品安全確保総合調査「輸入食品等の摂取等による健康影響に係る緊急時に対応するために実施する各種ハザード(微生物・ウイルスを除く。)に関する文献調査報告書」より抜粋（株式会社三菱総合研究所作成）

生労働省が毎年公表している「食中毒統計」の過去3か年次（平成19年次、平成20年次、平成21年次）の食中毒発生事件事例から、調査対象ハザードを選定した。選定したハザード数を以下に示す。

分野	対象	選定数
農薬	残留農薬に係る違反事例	30
動物用医薬品	残留動物用医薬品に係る違反事例	13
食品添加物	指定外食品添加物の含有に係る違反事例	20
自然毒 (植物性自然毒)	食中毒発生事例のうち原因物質が自然毒 - 植物性自然毒できのこに関する事件事例 (ツキヨダケ、ドクササコ等)	16
	食中毒発生事例のうち原因物質が自然毒 - 植物性自然毒で高等植物に関する事件事例 (アジサイ、トリカブト等)	10
自然毒 (動物性自然毒)	下痢性貝毒、麻痺性貝毒、記憶喪失性貝毒、神経性貝毒、アザスピロ酸、フグ毒、シガテラ毒、パリトキシン及び関連毒、テトラミン	9
かび毒	オクラトキシンA、ステリグマトシスチン、パツリン、ゼアラレノン、T-2トキシン、HT-2トキシン、フモニシン	7
汚染物質	水銀（総水銀、メチル水銀）、鉛、有機スズ化合物、ダイオキシン類（注4）、ヒ素、フタル酸エステル、臭素系難燃剤、カルバミン酸エチル	9

（注4）ダイオキシン類

ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年7月16日法律第105号、最終改正：平成22年5月19日法律第34号）第2条に規定のダイオキシン類のことで、ポリ塩化ジベンゾフラン、ポリ塩化ジベンゾーパラジオキシン、コプラナーポリ塩化ビフェニルをいう。

2.2 専門家の選定

ハザードの各分野（農薬、動物用医薬品、食品添加物、自然毒、かび毒、汚染物質）に関する有識者であって調査対象ハザードに係るリスク評価及びリスク管理に関する調査・研究等に関わった経験を有する専門家を各分野それぞれ2名以上選定した。

2.3 ハザード概要シート（案）等の作成

ハザード概要シート（案）等の作成を行った。それに合わせて以下を実施した。

※平成 22 年度食品安全確保総合調査 「輸入食品等の摂取等による健康影響に係る緊急時に応するため実施する各種ハザード(微生物・ウイルスを除く。)に関する文献調査報告書」より抜粋 (株式会社三菱総合研究所作成)

(1) 文献の収集

情報整理シートに記載すべきデータが記載されている国内外の文献等の収集を行った。

(2) 関連データの抽出・整理

収集した文献から情報整理シートの項目に関連する記述・データを抽出し、主要な文献ごとに要約を作成した。

(3) 情報整理シートの作成

要約したデータ等を、情報整理シートの該当項目に簡潔に記載し、各専門家による確認を受けた。

(4) データベースの作成

収集した文献について、データベースにとりまとめた。

(5) 概要の作成

特に①ハザード等の概況とヒトに対する健康影響、②汚染防止・リスク低減方法、③リスク評価状況④リスク管理状況について要約を記載し、各専門家による確認を受けた。

(6) ハザード概要シート（案）の作成

抽出、要約したデータからハザード概要シートの原案を作成し、各専門家による確認を受けた。

なお、ハザード概要シートは、国民に対する情報提供を目的とするものであるため、原案作成に当たっては、平易な言葉を用い、また国民が得たいと考える情報を正確に提供できるよう工夫して作成するよう特に留意した。

調査方法についての詳細は、下記 URL を御参照ください。

http://www.fsc.go.jp/sonota/h22mri_houkoku.pdf